

第16号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

令和元年11月6日に区民より福祉の進展のためにと寄贈を受けた寄附金について、「社会福祉基金」として基金形成を図るため、条例の一部改正を行う。

1. 基金の内容・目的

- (1) 内 容 社会福祉基金 30,000,000円
- (2) 目 的 福祉の進展のため
- (3) 寄附受領日 令和元年11月6日

2. 基金設置の根拠

地方自治法第241条第1項

3. 条例の一部改正

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例
新旧対照表は次ページのとおり
施行日 公布の日

品川区社会福祉基金条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区社会福祉基金条例</p> <p style="text-align: right;">昭和52年8月1日 条例第23号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 品川区の社会福祉の進展に資する目的でなされた寄付金を、円滑かつ効率的に運用するため、品川区社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の名称、目的および額)</p> <p>第2条 この条例において設置する基金の名称、目的および額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の目的を達成するための経費に充当する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、当該基金の目的に必要な場合、その全部または一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。</p>	<p>○品川区社会福祉基金条例</p> <p style="text-align: right;">昭和52年8月1日 条例第23号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 品川区の社会福祉の進展に資する目的でなされた寄付金を、円滑かつ効率的に運用するため、品川区社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の名称、目的および額)</p> <p>第2条 この条例において設置する基金の名称、目的および額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の目的を達成するための経費に充当する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、当該基金の目的に必要な場合、その全部または一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。</p>

新

旧

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

基金の名称	基金の目的	基金の額
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円
富永スミ子社会福祉基金		10,000,000円
越村いち社会福祉基金		5,000,000円
村田富高社会福祉基金		5,000,000円
城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200,000,000円
矢部久子高齢者用社会福祉基金		10,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額
<u>社会福祉基金</u>		<u>30,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額</u>

別表（第2条関係）

基金の名称	基金の目的	基金の額
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円
富永スミ子社会福祉基金		10,000,000円
越村いち社会福祉基金		5,000,000円
村田富高社会福祉基金		5,000,000円
城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200,000,000円
矢部久子高齢者用社会福祉基金		10,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額